

第3次岡山県消費生活基本計画素案 「第3章 目標と取組」について

新岡山県消費生活基本計画	(見直し後) 第3次岡山県消費生活基本計画素案	変更の理由
<p>第3章 目標と取組 1 計画の体系図 (略) 2 基本目標、重点目標と施策の方向</p> <p>基本目標 I 安全・安心な商品・サービスの確保</p> <p>安全・安心な商品やサービスの確保は、消費者の生命や身体に係わる根幹の権利といえます。 このため、食品、家庭用品、医薬品、住宅等について安全が確保され、消費者が安心できるよう、指導や監視、情報提供などを行います。 新岡山県消費生活基本計画では、安全・安心な商品・サービスの確保のうち、食の安全・安心の確保及び食育の推進について、「岡山県食の安全・安心推進計画」及び「岡山県食育推進計画」を引用しています。 また、施策の実施に当たっては、すべての人に安全・安心で利用しやすい建物・商品・情報などを提供するユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。</p>	<p>第3章 目標と取組 1 計画の体系図 (略) 2 基本目標、重点目標と施策の方向</p> <p>基本目標 I 安全・安心な商品・サービスの確保</p> <p>安全・安心な商品やサービスの確保は、消費者の生命や身体に係わる根幹の権利といえます。 このため、食品、家庭用品、医薬品、住宅等について安全が確保され、消費者が安心できるよう、指導や監視、情報提供などを行います。 <u>安全・安心な商品・サービスの確保のうち食の安全・安心の確保については、「岡山県食の安全・食育推進計画」に基づく取組を進めます。</u> また、施策の実施に当たっては、すべての人に安全・安心で利用しやすい建物・商品・情報などを提供するユニバーサルデザインの考え方を取り入れます。</p>	<p>変更の理由</p> <p>表現の見直し</p> <p>「食の安全・食育推進計画」への変更 骨子による整理</p>
<p>【重点目標1】生産、加工、製造における食の安全確保</p> <p>食品の安全性の確保を図るためには、安全で安心できる食品の生産、加工、製造の確保が最も基本的で重要なことです。そのために、県内で作られる食品が適切な管理のもと、生産、加工、製造されるよう、安全対策の確保、充実強化や食品関連事業者等への必要な知識の普及啓発等、各種施策に取り組めます。</p> <p>〔施策の方向1〕農林水産物の生産における食の安全確保</p> <p>生産履歴情報の整備の推進やGAP（農業生産工程管理）手法の推進、BSE対策、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策等により、農林水産物の安全・安心を確保します。</p> <p>〔施策の方向2〕食品の加工・製造に対する安全対策の充実・強化</p> <p>県内で加工・製造される食品の安全対策の徹底を図るとともに、食中毒の発生などによる健康危害を未然に防止するための取組を行います。</p> <p>〔施策の方向3〕生産・加工・製造者等への普及啓発</p> <p>食品関連事業者等へ法令等の普及啓発を行うとともに、環境負荷の低減も視野に入れ、農薬の適正使用等の取組を推進することによって、食の安全を確保します。</p> <p>【重点目標2】流通、販売、消費における食の安全確保</p> <p>県内で消費される食品の安全性を確保するため、すべての食品が衛生的に取り扱われるよう、適正表示の点検や監視指導、試験検査の強化等、各種施策に取り</p>	<p>* 「食の安全・食育推進計画」を反映させ全面改訂</p>	<p>骨子による整理 「食の安全・食育推進計画」を反映</p>

組みます。

〔施策の方向1〕 県内流通食品の安全確保の推進

「岡山県（岡山市、倉敷市）食品衛生監視指導計画」に基づき、食品販売施設等への監視指導の強化による安全性の確保に努めるとともに、「岡山県食の安全・安心確保及び食育の推進に関する条例」に基づく自主回収の報告、健康危害情報の公表等、条例の適正な運用により、食の安全確保を図ります。

〔施策の方向2〕 食品表示の適正化の推進

食品表示は、消費者が食品を購入する際、その食品の安全に関して判断する材料の一つであり、大変重要です。また、適正表示は食品関連事業者の責務です。普及啓発、監視指導等により、食品表示の適正化を推進します。

〔施策の方向3〕 試験検査の強化

加工食品をはじめ、農林水産物等様々な食品を検査することにより、食の安全を図ります。また、アレルギー物質や遺伝子組換え原材料の検査による表示の確認等により、消費者の安全・安心を確保します。

【重点目標3】 リスクコミュニケーションの推進

食品の安全性への信頼の確保は、行政による監視指導や生産者の自主的な取組だけで達成されるものではなく、消費者、食品関連事業者等及び行政が相互に理解し、協働して取り組むことが必要です。そのため必要な各種施策に取り組みます。

〔施策の方向1〕 県民・食品関連事業者等・行政間における情報・意見交換の促進

県や食品事業者が行っている食の安全・安心に関する様々な取組について県民の理解を得るためには、県民、食品関連事業者等及び行政が相互に情報交換や意見交換を行い、相互理解を図ることが重要です。意見交換会等を通じ、県民の食の安全に関する科学的な理解を深めることにより、安心と信頼の確保に努めます。

〔施策の方向2〕 県民の食に関する科学的知識の向上

食に関する様々な情報が氾濫する中で、食の安全・安心を確保するためには、消費者自らが食に関する科学的で正しい知識に基づき、安全で安心な食品を選択できる力を身につけることが重要です。体験型の研修や講習会の実施により、県民の食に関する科学的知識の向上を図ります。

【重点目標4】 協働の推進

計画の効果的、効率的な推進を図るためには、食の安全・食育推進協議会との協働をはじめ、各団体等との連携、協働が必要です。そのため、食の安全・食育推進会議が中心となって食の安全・食育推進協議会や各団体等との協働により、人材の育成活用を推進するなど各種施策に取り組みます。

〔施策の方向1〕 食の安全・食育推進協議会

多様化する行政ニーズに適切に対応するため、県民、ボランティア、NPO法

人、企業、大学などの民間と行政とが、目標を共有し、その目標に向かって、共に力を合わせて活動すること（協働）が求められています。食の安全・安心の確保のために、広く消費者、生産者、食品関係業者、教育関係者等の委員で構成される「岡山県食の安全・食育推進協議会」により、食に関する情報の共有のための施策の推進に取り組みます。

〔施策の方向2〕（社）岡山県食品衛生協会、岡山県愛育委員連合会
岡山県栄養改善協議会等による自主活動の推進

食の安全・安心の確保及び食育の推進のため、従来からこれらに先駆的に取り組んできた（社）岡山県食品衛生協会、岡山県愛育委員連合会、岡山県栄養改善協議会等の関係機関との協働による施策を推進します。

【重点目標5】食育の推進

様々な経験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を身に付け、健全な食生活を送ることができる人づくりのための「食育」の重要性が注目されています。

県では、「食育基本法」及び「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」に基づき、「岡山県食育推進計画」を策定し、「食べることを考える」ことを基礎にして、県民との協働による食育の推進に取り組んでいます。

新岡山県消費生活基本計画では、食育の推進について、この「岡山県食育推進計画」を引用しています。

〔施策の方向1〕家庭での食事の大切さを実感し、正しい食習慣を身につける

家族の食卓から食を考え、食べ物と自然を大切に作る心や感謝の気持ちをはぐくみ、規則正しい食生活の重要性や食べ物の働きを知るなど、家庭での食事の大切さを実感し、正しい食習慣を身につけるための取組を行います。

〔施策の方向2〕食を楽しみ、選択する力をつける

食材本来の味を知るとともに、体に良い食べ物を選ぶ知識や、栄養バランス、安全な食べ物、食品衛生等の知識を身につけるなど、食を楽しみ、選択する力をつけるための取組を行います。

〔施策の方向3〕体験を通じた食育の推進

食べ物の作られる過程を理解する、自分で食事を作る体験を増やす、市民農園などを利用して自ら農業を体験するなど、体験を通じた食育を推進します。

〔施策の方向4〕食育を進める人材の育成、活用

栄養教諭、栄養職員を中核とした学校における食育の推進や、食育推進リーダーの養成、愛育委員、栄養委員を中核とした食育の推進に関わるボランティアの資質向上及び活動支援等により、食育を進める人材を育成、活用します。

〔施策の方向5〕地域特性を生かした取組

晴れの国おかやまの食文化の継承や食生活の知恵の伝承、地産地消の推進に努めるとともに、地域食育推進協議会を開催し、地域特性を生かした食育活動を推進します。

〔施策の方向6〕積極的な情報提供、意見交換

ホームページやメールマガジン等の活用により、食についての情報提供を図る

<p>ほか、食について身近に考える機会の確保や、食に対する理解を深めることができるよう、情報及び意見の交換の機会を提供していきます。</p>		
	<p>【重点目標1】生産から消費に至る一貫した食の安全確保</p> <p><u>食品の安全確保は、消費者にとって最も身近で関係が深く、また、生命や身体の安全に欠かすことができません。</u></p> <p><u>食品の安全性を確保するためには、生産から消費までのすべての段階において、関係者による一貫した衛生管理が行われなければなりません。このことは重篤な食中毒を防止するためには特に重要です。</u></p> <p><u>食品による健康への悪影響を未然に防止する観点から、生産から消費に至る一連の各段階で科学的知見に基づいた施策を進めるとともに、科学的かつ総合的な施策を進める上での基礎となる調査研究や人材育成など、食品の安全性を確保するための体制基盤の充実に努めます。</u></p> <p><u>また、健康への悪影響が発生した場合には、関係者がそれぞれの役割を果たしながら拡大防止、再発防止に取り組めます。</u></p> <p>〔施策の方向1〕生産段階での食の安全確保</p> <p><u>食品が適切な管理の下で生産されるよう、と畜場（とちくじょう）等で処理される食肉等の衛生管理、BSE対策、高病原性鳥インフルエンザ防疫対策など畜産物の安全確保対策、農産物生産の工程管理や農薬の適正使用など農産物の安全確保対策、貝毒発生監視など水産物の安全確保対策に取り組めます。</u></p> <p>〔施策の方向2〕製造から販売段階での食の安全確保</p> <p><u>食中毒の防止、不良食品の排除、適正な表示、添加物の適正使用、自主管理の推進などの施策に取り組めます。</u></p> <p>〔施策の方向3〕消費段階での食の安全確保</p> <p><u>県民に対して食中毒の予防に関する知識の普及啓発、健康危害情報の提供による注意喚起などの施策に取り組めます。</u></p>	<p>食の安全・食育計画を反映</p> <p>食の安全・食育計画を反映</p> <p>食の安全・食育計画を反映</p>
<p>【重点目標6】商品（食品以外）・サービスの安全性の確保</p> <p>県民の暮らしに不可欠な家庭用品、医薬品、住宅等の商品やサービスについて、監視を行うとともに、安全に関する情報提供を推進します。</p> <p>〔施策の方向1〕家庭用品等の安全性の確保</p> <p>有害物質を含有する家庭用品の試買検査や、消費生活用製品、電気用品及び液</p>	<p>【重点目標2】商品（食品以外）・サービスの安全性の確保</p> <p>県民の暮らしに不可欠な家庭用品、医薬品、住宅等の商品やサービスの<u>安全性を確保</u>するため、各種法令等に基づき監視・指導を行います。</p> <p>〔施策の方向1〕家庭用品等の安全性の確保</p> <p>有害物質を含有する家庭用品の試買検査や、消費生活用製品、電気用品及び液</p>	<p>骨子による整理</p>

<p>化石油ガスの販売業者に対する立入検査等により、家庭用品等の安全性を確保します。</p> <p>〔施策の方向2〕医薬品等の安全性の確保</p> <p>医薬品や医療機器などの製造販売業者等に対する立入検査を行うとともに、薬事衛生知識の普及啓発や医薬品等についての情報伝達を行うことにより、医薬品等の安全性を確保します。</p> <p>〔施策の方向3〕サービスの安全性の確保</p> <p>理容、美容、クリーニング、公衆浴場など生活衛生に係る営業施設の指導監視により、サービスの安全性を確保します。</p> <p>〔施策の方向4〕住宅の安全性の確保</p> <p>住宅の耐震診断の実施や改修の促進、室内空気汚染物質に関する相談の実施、高齢者等の住宅改造助成の実施、住宅瑕疵担保履行法の普及啓発や住宅等の防犯指針の周知により、住宅の安全性を確保します。</p>	<p>化石油ガスの販売業者に対する立入検査等により、家庭用品等の安全性を確保します。</p> <p>〔施策の方向2〕医薬品等の安全性の確保</p> <p>医薬品や医療機器などの製造販売業者等に対する立入検査等により、<u>医薬品等の安全性を確保します。</u></p> <p>〔施策の方向3〕サービスの安全性の確保</p> <p>理容、美容、クリーニング、公衆浴場など生活衛生に係る営業施設の指導監視により、サービスの安全性を確保します。</p> <p>〔施策の方向4〕住宅の安全性の確保</p> <p>住宅の耐震診断の実施や改修の促進、室内空気汚染物質に関する相談の実施、高齢者等の住宅改造助成の実施、住宅瑕疵担保履行法の普及啓発や住宅等の防犯指針の周知により、住宅の安全性を確保します。</p>	
	<p>【重点目標3】安心の定着に向けた信頼の確立</p> <p><u>消費者は、事業者に比べ情報の質や量、交渉力において不利な立場にあるといえます。安心な消費生活のためには、その格差の是正を図ることが必要です。</u></p> <p><u>商品・サービスについて、県及び関連事業者自らによる積極的な情報提供を促進するとともに、関連事業者と県民等との情報・意見交換により、県民の商品・サービスに対する安心の定着や相互理解を図り、信頼関係の構築に努めます。</u></p> <p>〔施策の方向1〕情報の提供</p> <p><u>情報社会の現代は、様々な情報が日々飛び交っており、その中には必ずしも正確ではない情報も存在します。</u></p> <p><u>事業者のコンプライアンス意識向上を図り、事業者自らが事業活動の自主基準を公表する活動を支援すると同時に、県民に対して生産履歴や科学的知見に基づく正確でわかりやすい食の安全・安心に関する情報、リコール製品に関する情報等を、新聞、テレビ、ラジオ、広報紙、県ホームページなど様々な広報媒体を利用し提供します。</u></p> <p>〔施策の方向2〕相互理解の促進</p> <p><u>消費者と事業者が情報や意見を交換する機会の提供、地域で活躍する食のリスクコミュニケーターの支援等を推進します。</u></p> <p><u>また、農林水産物については、生産者の顔が見え、生産地が明らかで新鮮な食品を安心して購入できる地産地消を進めます。</u></p>	<p>骨子による整理 食の安全・食育計画の 反映</p>

<p>基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保</p> <p>消費者が自らの意思に基づき、合理的に商品やサービスを選ぶためには、規格や表示等が適正であること、公正・公平な取引が行われていること、公正な価格であること、必要な商品やサービスが必要な時に安定して供給されることが必要です。指導や監視、情報提供などを行い、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図ります。</p> <p>【重点目標1】規格・表示等の適正化</p> <p>規格、表示等は、消費者が商品やサービスを選択する場合の重要な情報ですが、誇大、虚偽の広告や表示などに関するトラブルは依然として後を絶ちません。法の厳正な運用により、適正な規格、表示等の促進を図ります。</p> <p>〔施策の方向1〕規格・表示・計量等の適正化</p> <p>家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等に基づく立入検査や指導により、規格・表示・計量等の適正化を推進します。</p> <p>【重点目標2】取引における公正・公平の確保</p> <p>消費者が自主的かつ合理的な選択をするためには、その前提となる取引が公正で、公平であることが必要です。法の厳正な運用により、取引における公正・公平の確保を図ります。</p> <p>〔施策の方向1〕適正な事業活動の促進</p> <p>特定商取引に関する法律、割賦販売法、医療法、介護保険法、建設業法等に基づいて、事業者の事業活動の指導や監視を行うことにより、適正な事業活動を促進します。</p>	<p>基本目標Ⅱ 自主的かつ合理的な選択の機会の確保</p> <p>消費者が、自らの意思に基づき合理的に商品やサービスを選ぶためには、規格や表示等が適正であること、公正・公平な取引が行われていること、公正な価格であること、必要な商品やサービスが必要な時に安定して供給されることが必要です。 各種法令に基づいた指導や監視、<u>消費者への情報提供</u>などを行い、自主的かつ合理的な選択の機会の確保を図ります。</p> <p>【重点目標1】規格・表示等の適正化</p> <p>規格、表示等は、消費者が商品やサービスを選択する際の重要な情報です。<u>法の厳正な運用により、適正な規格、表示等の促進を図ります。</u></p> <p>〔施策の方向1〕規格・表示・計量等の適正化</p> <p>家庭用品品質表示法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法等に基づく立入検査や指導により、規格・表示・計量等の適正化を推進します。</p> <p>【重点目標2】取引における公正・公平の確保</p> <p>消費者が自主的かつ合理的な選択をするためには、その前提となる取引が公正で、公平であることが必要です。法の厳正な運用により、取引における公正・公平の確保を図ります。</p> <p>〔施策の方向1〕適正な事業活動の促進</p> <p>特定商取引に関する法律、割賦販売法、医療法、介護保険法、建設業法等に基づいて、事業者の事業活動の指導や監視を行うことにより、適正な事業活動を促進します。</p>	<p>表現の見直し</p> <p>表現の見直し</p>
	<p>〔施策の方向2〕<u>悪質な事業者の取締り</u></p> <p><u>特定商取引に関する法律等に基づき、悪質な事業者に対しては事業者名の公表も含めて厳しく指導、処分を行います。また、警察により厳正な取締りを行います。</u></p>	<p>骨子による整理</p>

<p>【重点目標 3】 公正な価格の形成</p> <p>公正な価格の形成は、消費者が安心して消費生活を営むために重要であることから、価格調査や需給状況の調査を実施し、消費者へ情報提供します。</p> <p>〔施策の方向 1〕 価格・需給動向の監視</p> <p>不適正な価格形成により消費者が不利益を被ることのないよう、必要に応じ、生活必需品の価格の監視を行います。</p> <p>〔施策の方向 2〕 物価情報の提供</p> <p>物価調査を継続的に行い、価格の変動を消費者へ情報提供します。</p> <p>【重点目標 4】 生活必需品の安定供給</p> <p>県民の日々の暮らしに密接に関連する生鮮食料品の安定的な供給のための取組を行うとともに、震災時等における生活物資等の確保に努めます。</p> <p>〔施策の方向 1〕 生鮮食料品の安定供給</p> <p>県民に新鮮で品質の高い野菜や果物、肉、魚などを供給するため、生産体制の整備と価格の安定対策を推進します。</p> <p>〔施策の方向 2〕 震災時等における生活物資等の確保</p> <p>震災時等の緊急時には、関係機関との連携を図り、食料、生活用品、医薬品、LPガスなどの生活物資等を確保します。</p>	<p>【重点目標 3】 公正な価格の形成</p> <p>公正な価格の形成は、消費者が安心して消費生活を営むために重要であることから、価格調査や需給状況の調査を実施し、消費者へ情報提供します。</p> <p>〔施策の方向 1〕 価格・需給動向の監視</p> <p>不適正な価格形成により消費者が不利益を被ることのないよう、必要に応じ、生活必需品の価格の監視を行います。</p> <p>〔施策の方向 2〕 物価情報の提供</p> <p>物価調査を継続的に行い、価格の変動を消費者へ情報提供します。</p> <p>【重点目標 4】 生活必需品の安定供給</p> <p>県民の日々の暮らしに密接に関連する生鮮食料品の安定的な供給のための取組を行うとともに、震災時等における生活物資等の確保に努めます。</p> <p>〔施策の方向 1〕 生鮮食料品の安定供給</p> <p>県民に新鮮で品質の高い野菜や果物、肉、魚などを供給するため、生産体制の整備と価格の安定対策を推進します。</p> <p>〔施策の方向 2〕 震災時等における生活物資等の確保</p> <p>震災時等の緊急時には、関係機関との連携を図り、食料、生活用品、医薬品、LPガスなどの生活物資等を確保します。</p>	
--	--	--

<p>基本目標Ⅲ 環境にやさしい消費生活の促進</p> <p>日常生活において利便性の向上が追求され、経済社会が大量生産、大量消費、大量廃棄型へと移行してきたことの反省から、省資源・省エネルギー等環境に配慮した行動の実践が求められています。消費者が環境に負荷を与えない消費生活を送ることができるよう、適切な情報提供を行うとともに、事業者や消費者と協働した実践・啓発運動を展開します。</p> <p>【重点目標1】環境の保全への配慮</p> <p>〔施策の方向1〕「もったいない」運動の実践</p> <p>廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）及び再生利用（リサイクル：Recycle）の3R運動を展開するとともに、「岡山県統一ノーレジ袋デー」への取組などのエコライフの推進や「エコ製品」の利用促進を図ります。</p> <p>また、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るため、県民への環境学習の推進を図るとともに、環境に関するイベントを開催します。</p> <p>〔施策の方向2〕地球温暖化防止対策の推進</p> <p>地球温暖化を防止するためには、二酸化炭素等の排出量を削減する必要があります。そのため、エコ・ドライブ運動の推進や低公害車の普及促進に取り組むとともに、公共交通の利用促進を図ります。</p> <p>また、家庭における省資源・省エネルギーに係る取組や自然エネルギー使用の促進を図ります。</p>	<p>*「基本目標Ⅲ 自ら考え行動する消費者への支援」の重点目標へ移動</p>	<p>骨子による整理</p>
<p>基本目標Ⅳ 自ら考え行動する消費者への支援</p> <p>消費者が主役となる社会の実現のためには、消費者一人ひとりが知識と判断力、行動力を身につけ、自立した消費者となる必要があります。</p> <p>消費者は、事業者と比べ情報の質や量、交渉力において不利な立場にあるといえます。自立した消費者として行動するためには、その格差を是正するための支援が必要です。</p> <p>消費者に対して、きめ細かな情報を迅速かつ的確に提供するとともに、消費者の自主的学習や消費者教育を推進します。</p> <p>また、消費者の組織的な活動を支援し、消費者団体の交流促進を図るとともに、消費者の意見を県の施策に反映させていきます。</p>	<p>基本目標Ⅲ 自ら考え行動する消費者への支援</p> <p>消費者が主役となる社会の実現のためには、消費者一人ひとりが合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避し、被害に遭った場合には適切に対処できる能力を身に付け、自立した消費者となる必要があります。</p> <p>また、持続可能な社会を形成する上で、消費者が環境や、資源・エネルギーなどに与える消費活動の影響を自覚し、これらに配慮した消費行動等を実践することも<u>重要</u>です。</p> <p><u>消費者の自立を支援し消費者被害を未然に防止するため、消費者教育を推進するとともに、環境に配慮した消費行動など、社会の一員として持続可能な社会形成に</u>関与していく取組を推進します。</p> <p>また、消費者の組織的な活動を支援し、消費者団体の交流促進を図るとともに、消費者の意見を県の施策に反映させていきます。</p>	<p>骨子による整理</p> <p>「消費者教育推進計画」の目標等を反映</p>
<p>【重点目標1】暮らしに関する情報提供</p> <p>消費生活センターに寄せられる消費者トラブルを様々な角度から分析し、必要な人に対して、よりきめ細かな情報提供を行っていきます。特に、高齢者や若者に対して、その世代に多い相談内容を中心に、効果的な情報提供を行います。</p>	<p>*骨子により全面改訂</p>	<p>骨子による整理</p>

<p>〔施策の方向1〕一般消費者に対する情報提供</p> <p>消費者被害撲滅のための啓発活動や各種の消費生活に関する講座の開催、消費生活情報紙の発行、チラシ・パンフレットの配布やホームページの充実等により、一般消費者が悪質商法等の被害に遭わないための情報を提供します。</p> <p>〔施策の方向2〕高齢者に対する情報提供</p> <p>地域団体や福祉団体等と連携して、高齢者対象の消費生活に関する講座を開催し、高齢者が悪質商法等の被害に遭わないための情報を提供します。</p> <p>〔施策の方向3〕若者に対する情報提供</p> <p>若者を対象とした消費生活に関する講座を開催するとともに、若者グループと連携して啓発の実施方法を見直し、効果的な啓発に努めるなど、若者が悪質商法等の被害に遭わないための情報を提供します。</p> <p>【重点目標2】消費者教育・学習の推進</p> <p>消費者が消費生活を営む上で必要な知識及び判断力を修得し、自立した主体として活動するための消費者教育・学習を効果的に推進します。</p> <p>〔施策の方向1〕自主的学習の条件整備</p> <p>県内各地で開催される自主的な学習の場に、消費者被害の防止を目的とした講話や寸劇などを行う個人、団体を派遣します。</p> <p>〔施策の方向2〕学校での消費者教育の推進</p> <p>子どもの頃からの金銭教育を含む消費者教育が重要であるため、学校に出向いての消費生活に関する講座の開催や、弁護士などの外部講師の授業への活用など、学校での消費者教育を推進します。</p> <p>また、教職員を対象に、消費者教育に関する指導力の向上を目的とした研修会を開催します。</p>		
	<p>【重点目標1】消費者教育の推進</p> <p><u>社会的役割を認識し自立した消費者を育成するため、「岡山県消費者教育推進計画」に基づき、各種機関や施策等と連携して消費者教育を推進します。</u></p> <p><u>また、県消費生活センターを消費者教育の拠点と位置付けて、消費者教育を推進するコーディネーターを配置し、多様な主体が連携・協働した体制づくりを進めるとともに、消費者教育の人材(担い手)の育成に取り組みます。</u></p> <p>〔施策の方向1〕体系的な消費者教育の実施</p> <p><u>消費者教育は、知識を一方向的に与えるのではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上を目指して行われるべきものです。</u></p> <p><u>このため、幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に応じ、また、家庭、学校、地域、職域等の様々な場の特性に応じた消費者教育が受けられるよう、ライフステージに応じた体系的な取組を推進します。</u></p>	<p>骨子による整理</p> <p>「消費者教育推進計画」の目標等を反映</p> <p>「消費者教育推進計画」の目標等を反映</p>

	<p>〔施策の方向2〕消費者教育の人材の育成</p> <p>家庭、学校、地域、職域その他の様々な場において、消費者教育を活性化していくためには、単独の主体だけではなく、県民生活部、教育委員会、保健福祉部、消費者団体等の様々な関係者が、相互に連携して取り組むことがより効果的です。</p> <p>さらに、専門家(弁護士、司法書士等)を積極的に活用しながら、地域住民の意識を高めていくとともに、多様な消費者教育の機会を充実することも重要です。</p> <p>消費者教育コーディネーターを中心に、消費者教育を担う多様な関係者の間に立って連携・協働した体制づくりを推進し、学校や地域等での消費者教育の人材(担い手)の育成に取り組みます。</p> <p>〔施策の方向3〕消費者に対する情報提供</p> <p>消費者被害の未然防止のため、消費生活センターに寄せられる消費者トラブルを様々な角度から分析し、新聞、テレビ等の広報媒体の活用、チラシ、パンフレットの配布やホームページ、SNS等により、きめ細かな情報を迅速かつ的確に提供します。</p> <p>〔施策の方向4〕関連施策及び関連教育との連携</p> <p>これからの持続可能な社会の形成のため、消費者は、社会の多様性や将来に対する責任、資源やエネルギーの有限性などにも目を向け、自ら考え行動することが大切です。</p> <p>環境教育により消費行動が環境に与える影響について知識を深めることは、持続可能な社会の形成を目指す消費者教育と深く関係しています。</p> <p>また、食育については、食に関する様々な経験を通じての健康な人づくりを目指すことから、消費者が栄養バランス等の観点から適切な量と質の食事を選択すること、栄養成分表示を活用することなどに加え、食を通じた人と人のつながりづくりなど、地域全体での消費者教育等を含めた食育を効果的に推進します。</p> <p>さらに、国際理解教育、金融教育も含め、消費生活に関連する施策及び教育と連携しながら、消費者教育を効果的に推進します。</p>	<p>「消費者教育推進計画」の目標等を反映</p> <p>骨子による整理</p> <p>「消費者教育推進計画」の目標等を反映</p>
	<p>【重点目標2】環境にやさしい消費生活の促進</p> <p>日常生活において利便性の向上が追求され、経済社会が大量生産、大量消費、大量廃棄型へと移行してきたことの反省や持続可能な社会の形成のため、省資源・省エネルギー等環境に配慮した行動の実践が求められています。</p> <p>消費者が環境に負荷を与えない消費生活を送ることができるよう、適切な情報提供を行うとともに、事業者や消費者と協働した実践・啓発運動を展開します。</p> <p>〔施策の方向1〕「もったいない」運動の実践</p> <p>「もったいない」をキーワードに、廃棄物の発生抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)及び再生利用(リサイクル:Recycle)の3Rを推進する運動を展開し、「岡山県統一ノーレジ袋デー」への取組などのエコライフの推進や「岡山県エコ製品」の利用促進を図ります。</p>	<p>骨子による整理</p>

	<p>〔施策の方向2〕地球温暖化防止対策の推進</p> <p>地球温暖化を防止するためには、二酸化炭素等温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。そのため、エコドライブの推進や低公害車の普及促進に取り組むとともに、公共交通の利用促進を図ります。</p> <p>また、家庭における省資源・省エネルギーに係る取組や自然エネルギー使用の促進を図ります。</p>	
<p>【重点目標3】消費者の組織活動の促進</p> <p>県内の消費者団体は、これまでも環境問題、消費者被害防止や食の安全・安心などの分野で、学習活動や啓発活動を行い積極的な役割を果たしてきました。今後も、様々な分野において消費者の組織的な活動を支援するとともに、消費者団体の交流や連携を促進します。</p> <p>〔施策の方向1〕消費者団体の活動の促進</p> <p>消費者団体や消費生活協同組合の活動を支援するとともに、地域で消費者啓発を行うグループの育成のための講座を開催します。</p> <p>また、消費者の組織活動の充実などに結びつくようNPOの運営力強化のための支援を行います。</p> <p>〔施策の方向2〕消費者団体の交流・連携の促進</p> <p>消費者被害撲滅のための啓発活動の実施により消費者団体の交流及び連携を図るとともに、消費者団体相互の交流の場としてのきらめきプラザの活用を促進します。</p> <p>【重点目標4】消費者の意見の反映</p> <p>〔施策の方向1〕消費者と行政との連携</p> <p>岡山県消費生活懇談会や岡山県消費生活モニター等からの意見を聴取するとともに、消費者から知事への申出制度を運用します。</p>	<p>【重点目標3】消費者の組織活動の促進</p> <p>県内の消費者団体は、これまでも環境問題、消費者被害防止や食の安全・安心などの分野で、学習活動や啓発活動を行い積極的な役割を果たしてきました。今後も、様々な分野において消費者の組織的な活動を支援するとともに、消費者団体の交流や連携を促進します。</p> <p>〔施策の方向1〕消費者団体の活動の促進</p> <p>消費者団体や消費生活協同組合の活動を支援するとともに、地域で消費者啓発を行うグループの育成のための講座を開催します。</p> <p>また、消費者の組織活動の充実などに結びつくようNPOの運営力強化のための支援を行います。</p> <p>〔施策の方向2〕消費者団体の交流・連携の促進</p> <p>消費者被害撲滅のための啓発活動の実施により消費者団体の交流及び連携を図るとともに、消費者団体相互の交流の場としてのきらめきプラザや県消費生活センターの活用を促進します。</p> <p>【重点目標4】消費者の意見の反映</p> <p>〔施策の方向1〕消費者と行政との連携</p> <p>消費者、生産・流通事業者、学識経験者及び教育関係者を委員とした岡山県消費生活懇談会や岡山県消費生活モニター等から意見を聴取するとともに、消費者から知事への申出制度を運用します。</p>	<p>表現の整理</p> <p>懇談会の説明を追加</p>
<p>基本目標Ⅴ 消費者被害の防止・救済</p> <p>岡山県消費生活センターに寄せられる消費生活相談の件数は、平成16年度をピークとして減少する傾向にあります。これは、不当（架空）請求に関する相談の激減が主な要因で、それ以外の相談はわずかな減少にとどまっています。悪質な手口による訪問販売や電話勧誘販売等は、後を絶たない状況です。</p> <p>特に、高齢者及び障害のある人等については、契約の際など、周囲の人の支援や協力が必要となる場合も少なくないことから、こうした周囲の人との連携を図り、悪質</p>	<p>基本目標Ⅳ 消費者被害の防止・救済</p> <p>消費生活相談は、消費者被害を防止し、消費者の権利を守り、安全・安心な消費生活を送る上で重要です。</p> <p>県消費生活センターを県内消費生活相談の中核機関となるよう充実を図るとともに、被害の早期発見、迅速な対応が可能となるよう地域の消費者問題解決力の強化を図り、消費者に身近な市町村の相談体制充実への支援を行います。</p> <p>特に、高齢者及び障害のある人等については、契約の際など周囲の人の支援や協</p>	<p>骨子による整理</p> <p>表現の整理</p>

<p>商法等による被害の防止に努めます。また、悪質な事業者の指導・取締りを強化するとともに、被害の早期発見、迅速な対応のため、消費者に身近な市町村の相談体制充実への支援を行い、消費者被害の防止・救済を図ります。</p> <p>【重点目標1】消費者被害の防止</p> <p>相談事例の研究、高齢者及び障害のある人等への支援の促進、悪質な事業者の指導・取締りにより、消費者被害の防止を図ります。</p>	<p>力が必要となる場合も少なくないことから、福祉関係者や周囲の人などと連携した消費者被害の防止・救済体制構築を支援します。</p> <p>また、食品、多重債務、住宅などの様々な相談窓口の設置や相談会の実施等により、各種消費者被害からの救済を図ります。</p> <p>【重点目標1】消費者被害の防止</p> <p>身近な市町村で消費生活相談に適切に対応できるよう支援すると共に、高度なノウハウ等を必要とする複雑・困難事案については、県内消費生活相談の中核機関として、県消費生活センターで対応するなど、県と市町村で連携して消費生活相談体制を充実し、あわせて消費者教育を推進していきます。</p> <p>また、高齢者等の見守りネットワーク構築など地域の消費者問題解決力向上を支援するとともに、消費者の権利を擁護する制度の普及等により消費者被害の防止を図ります。</p>	<p>骨子による整理</p>
<p>【施策の方向1】消費者被害の調査・研究</p> <p>全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET：パイオネット）の活用や弁護士等を交えての研究会の開催により、相談事例の研究を行い、その成果を啓発に生かします。</p> <p>【施策の方向2】高齢者及び障害のある人等の被害の防止</p> <p>ホームヘルパー、ケアマネージャー、民生委員など高齢者及び障害のある人等と接する機会の多い人への情報提供や、地域包括支援センターによる高齢者の権利擁護事業の充実により、高齢者及び障害のある人等の被害の防止を図ります。</p> <p>【施策の方向3】悪質な事業者の取締り</p> <p>特定商取引に関する法律等に基づき、悪質な事業者に対しては事業者名の公表も含めて厳しく指導、処分を行います。さらに、岡山市、倉敷市と事業者指導等に係る会議を開催して情報の共有化を図るほか、警察により厳正な取締りを行います。</p>	<p>*骨子により全面改訂</p>	<p>骨子による整理</p>
	<p>【施策の方向1】県消費生活センターの充実</p> <p>県消費生活センターは、県内の消費生活相談窓口の中核機関として、広域的見地や専門的知識を必要とする相談等に対応するため、研修等による相談員のレベルアップや弁護士による法律特別相談などにより、一層の対応機能充実を図ると同時に、市町村の消費生活センター等の相談体制を支援します。</p> <p>また、全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET：パイオネット）の活用や弁護士等を交えての研究会の開催により相談事例の研究を行い、その成果を生かした情報提供や消費者教育を行います。</p> <p>このほか、消費者教育コーディネーターを中心に、消費者教育の拠点としての機能を充実します。</p> <p>【施策の方向2】市町村の相談体制充実への支援</p> <p>消費者に最も身近な市町村の消費生活センターや相談窓口は、地域の消費者被害</p>	<p>骨子による整理</p> <p>「消費者教育推進計画」の記述を反映</p>

	<p><u>の未然防止、救済及び消費者教育の拠点として重要な役割が期待できます。</u> <u>市町村に対して消費生活相談に対応できる人材育成の取組を支援するとともに、消費生活センターの設置や専門相談員の配置を働きかけます。</u></p> <p>〔施策の方向3〕 地域の見守りネットワーク構築の促進</p> <p><u>消費者被害に遭いやすい高齢者及び障害のある人等に対して、ホームヘルパー、ケアマネージャー、民生委員などと連携した地域の見守りネットワークの構築を促進します。</u> <u>また、あわせて消費者安全法の「消費者安全確保地域協議会」の設置等、市町村の高齢者等の消費者被害防止の取組を支援します。</u></p> <p>〔施策の方向4〕 消費者の権利擁護</p> <p><u>地域包括支援センターによる高齢者の権利擁護事業の充実や成年後見制度の活用により、高齢者及び障害のある人等の被害の防止を図ります。</u> <u>また、「消費者団体訴訟制度」など、適格消費者団体とも連携して消費者の権利に関する制度の情報提供等を行います。</u></p>	<p>骨子による整理</p> <p>骨子による整理</p> <p>団体が認定見込みとなったため追加</p>
<p>【重点目標2】 消費者被害からの救済</p> <p>消費者を悪質商法等の被害から救済するために、県の消費生活センターの一層の充実を図るとともに、消費者に身近な市町村の相談体制充実に向けた取組への支援を行います。 また、弁護士会や司法書士会等と協力して多重債務等の相談を行います。</p>	<p>【重点目標2】 消費者被害からの救済</p> <p><u>県消費生活センター及び市町村の消費生活センターや相談窓口で消費生活相談を行うほか、様々な被害から消費者を救済するための相談の場を設けます。</u></p>	<p>骨子による整理</p>
<p>〔施策の方向1〕 県消費生活センターの充実</p> <p>県消費生活センターは、県内の消費生活相談窓口の中核機関として広域的見地や専門的知識を必要とする相談等に対応するため、研修等による相談員のレベルアップや、弁護士による法律特別相談などにより、一層の機能充実を図ります。 また、消費生活センターからの情報提供や各種の講座を実施します。</p> <p>〔施策の方向2〕 市町村の相談体制充実への支援</p> <p>消費者に最も身近な市町村で消費生活相談に対応できる人材を育成する取組に対し支援するとともに、市町村に対して消費生活センターの設置や専門相談員の配置を働きかけます。</p>	<p>* 基本目標IVの重点目標1へ移動</p>	<p>骨子による整理</p>

<p>〔施策の方向3〕 様々な被害からの救済</p> <p>様々な被害から消費者を救済するために、住宅リフォーム相談、貸金業利用者相談、多重債務相談を行います。特に、多重債務者対策については、国及び県の関係部局、弁護士会、司法書士会及び事業者団体などで構成する多重債務者対策協議会により、関係機関・関係団体と連携を図りながら必要な取組を行います。</p> <p>また、解決困難な相談については、岡山県消費生活懇談会苦情処理部会によるあっせん・調停を行うとともに、一定の要件を満たす訴訟には援助も行います。</p>	<p>〔施策の方向1〕 様々な被害からの救済</p> <p>様々な被害から消費者を救済するために、<u>消費生活相談のほか</u>、住宅リフォーム相談、貸金業利用者相談、多重債務相談を行います。</p> <p>特に、多重債務者対策については、国及び県の関係部局、弁護士会、司法書士会及び事業者団体などで構成する多重債務者対策協議会により、関係機関・関係団体と連携を図りながら必要な取組を行います。</p> <p>また、解決困難な相談については、岡山県消費生活懇談会苦情処理部会によるあっせん・調停を行うとともに、一定の要件を満たす訴訟には援助も行います。</p>	<p>骨子による整理</p>
<p>3 計画期間中の重点施策</p> <p>略</p>	<p>3 計画期間中の重点施策</p> <p>(検討)</p>	